

# 平成30年度意見報告書

(山口県事業)

平成30年11月26日

山口県公共事業評価委員会



## I 審議の概要

### 1 対象事業

#### (1)再評価

事業者が実施した11件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、事業採択後5年間を経過したことによるものが1件、再評価実施後5年間を経過したことによるものが8件、社会経済情勢等の変化によるものが2件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

#### 平成30年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 5年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
11	1	8	2	11	0	0

#### (2)事後評価

事業者が実施した7件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

### 2 審議経過

委員会を5回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価7件、事後評価3件、計10件について、現地の環境や状況を確認した。

## Ⅱ 結論

### 1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

### 2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

## Ⅲ 意見

### 1 全般事項

#### (1) 事業実施等について

ア 公共事業は、多額の費用を要し、その効果を確実に発揮する必要があるため、限られた財源の有効活用、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や、予測を超える巨大台風など自然環境等の変化に的確に対応し、効率的に進める必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、追加対策による大幅な費用増や事業期間の延長等が生じないように、現場条件の把握や関係機関との調整等を十分に行う必要がある。

エ 事業期間が長く、完成までに時間を要する事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業着手後においても、地元の意見や社会経済情勢の変化等に注意を払い、その状況に応じ、柔軟に事業計画の見直しを検討する必要がある。

## (2) 防災・減災対策について

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、県内でも平成30年7月豪雨において、甚大な被害が発生している。  
また、今後、予測を超える自然災害が頻発することが考えられる。  
これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効率的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、避難行動につながる水位情報等の提供などソフト対策を推進し、これまで以上に防災・減災に取り組む必要がある。

## (3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、地域の課題や当該事業による効果を示し、県民に事業の必要性等を明確に説明できるよう努める必要がある。

#### (4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図る観点から、事業計画策定時において、環境への影響を適切に評価し、最新の知見や新技術を取り入れ、創意工夫を行いながら、最善の対策を講じる必要がある。

## 2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

### (1) 道路事業

道路事業の効果について、線形不良や狭隘な箇所解消等による時間短縮に加え、物流の円滑化による経済的な効果など、県民の理解がより深まるよう、わかりやすい説明を行っていく必要がある。

### (2) 河川事業・高潮対策事業

ソフト対策の充実をこれまで以上に図るとともに、優先箇所等を踏まえた効率的なハード対策を着実に進め、引き続き、防災・減災に努めていく必要がある。

### (3) 公営住宅整備事業

公営住宅の整備にあたっては、住宅の整備だけでなく、公共交通の利便性等の住民ニーズに対応するため、計画段階から関係機関と調整を行っていく必要がある。

### (4) 農地整備事業

地域農業を持続させていくため、新規就農者の確保など農業の担い手支援を積極的に行っていく必要がある。

### (5) 林道開設事業

森林整備により発生する間伐材等については、維持管理費を含め、当該事業等への有効活用を検討していく必要がある。

### (6) 漁港漁場整備事業

事業計画策定にあたっては、漁港施設の高度衛生管理への移行など全国的な動向や、その市場が持つ役割と機能を踏まえるとともに、市場関係者や関係機関等との調整を綿密に行っていく必要がある。

# 平成30年度 再評価対象事業一覧

## 1 県事業(11事業)

### (1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	一般国道434号 須川バイパス 道路改築事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	一般国道490号 荒瀬バイパス 道路改築事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

### (2)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	田布施川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	南若川 流域治水対策河川事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	神田川 周防高潮対策事業	変化	継続
4	本浦海岸 高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

### (3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	徳山下松港 徳山地区 大島・杵島地区 光地区 下松地区 笠戸島地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	三田尻中関港 防府地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	山口港 山口地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

### (4)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	下関漁港 特定漁港漁場整備事業	変化	継続

### (5)山口県 企業局 電気工水課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	周南工業用水道 拡張事業	事業採択後、5年間が経過	継続



# 平成30年度 事後評価対象事業一覧

## 1 県事業(7事業)

### (1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般県道通津周東線 交通安全事業	H11～H25	改善措置及び 再度評価必要なし

### (2)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	徳山下松港 新南陽地区 港湾環境整備事業	H13～H24	改善措置及び 再度評価必要なし

### (3)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	周南・旭ヶ丘県営住宅 公営住宅整備事業	H18～H25	改善措置及び 再度評価必要なし

### (4)山口県 農林水産部 農村整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	農地整備事業(経営体育成型) 上り熊地区	H18～H24	改善措置及び 再度評価必要なし

### (5)山口県 農林水産部 森林整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	三見・木間線 県営林道開設事業	H9～H24	改善措置及び 再度評価必要なし

### (6)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	下関漁港 特定漁港漁場整備事業	H14～H24	改善措置及び 再度評価必要なし
2	見島漁港 特定漁港漁場整備事業	H14～H24	改善措置及び 再度評価必要なし